高知市 労働ニュース

発行：高知市商工観光部産業政策課
TEL：088-823-9456
FAX：088-823-9492

―第６２号（令和４年３月号）―

働きやすく・働き続けられる職場へ

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化など、育児・介護休業法が令和4年4月1日から順次改正されます。

令和4年4月1日～

1　育児休業を取得しやすい雇用環境に整備しましょう

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する制度の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

2　有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

就業規則等を見直しましょう

現行	令和4年4月1日～
【育児休業の場合】 （1）引き続き雇用された期間が1年以上 （2）1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	（1）の要件を撤廃し、（2）のみに ※無期雇用労働者と同様の取扱い （引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可） ※育児休業給付についても同様に緩和

令和4年10月1日～

3　産後パパ育休制度がはじまります
4　育児休業を分割して取得できます

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度 （R4.10.1～）	育休制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後８週間以内に４週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期間	原則休業の２週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して２回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して２回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

令和5年4月1日～

5　育児休業取得状況を公表しましょう

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

にじいろのまちALLY（アライ）

（性の多様性を理解し支援する）

企業や団体を大募集！

社会を変えるカギは ALLY（アライ）

高知市は令和２年 11 月、「高知市にじいろのまち宣言」を行いました。
「にじいろのまち」とは、一人ひとりの性のあり方が尊重され、誰もがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちのこと。このにじいろのまち実現のために重要なカギとなるのが ALLY（アライ…性の多様性を理解し支援する人）の存在です。

ALLY の輪を広げよう

高知市では理解と支援の輪を可視化・拡大することを目的に「にじいろのまち ALLY ミニフラッグ」を作成し、窓口等に置いています。企業や団体の皆さまも受付やレジ横等に配置し、企業姿勢のアピール及び来訪者や従業員への LGBTQ 理解促進にご活用ください。

目指すのは、誰もが安心して働ける職場

性的マイノリティへの理解や支援は特別扱いではありません。すでにある権利を公平に受けられるよう、制度や仕組みを柔軟に見直していくことは、性のあり方以外の多様性も含めたダイバーシティ＆インクルージョンの実現へとつながっていくのではないでしょうか。

にじいろのまち ALLY
ミニフラッグを希望者に配布します！

お申込みはこちらから

性の多様性を認め合い
支えあう「にじいろのまち」
を一緒につくりましょう！

ホームページから申請書ダウンロードできます。

令和４年度募集　高知市男女共同参画推進企業表彰

高知市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでいる企業を表彰しています。
にじいろのまち ALLY ミニフラッグの設置も表彰の対象となる取組（性的指向・性自認への理解の促進）の一つです。
応募方法等詳細はホームページをご確認ください。ご応募お待ちしております。

問い合わせ先　高知市　市民協働部　人権同和・男女共同参画課
780-8571　高知市本町５丁目１番 45 号　TEL 088-823-9449
ホームページ　https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/124/